

石川県物価高騰対策支援事業（障害分） Q&A

○交付対象施設について

No.	質問	回答
1	支援金の支給対象となる事業所等は。	令和5年7月1日時点において石川県内に所在し、申請日時点において稼働し、かつ事業継続予定である要綱別表に掲げるサービス種別の事業を行う事業所等です。 ただし、事業実施年度に報酬の請求があるものに限りません。 また、公立施設は対象外となります。
2	令和5年7月2日以降に開設した事業所等は対象となるか。	令和5年7月1日を基準日としているため、対象となりません。
3	申請時点で休止又は廃止している事業所等は対象となるか。	対象となりません。
4	対象となる事業所等は石川県内にあるが、開設者の所在地が石川県外の場合、対象となるか。	開設者の所在地が石川県外であっても、石川県内に所在する事業所等がある場合、当該事業所等分について支給対象となります。なお、開設者の所在地が石川県内であっても、石川県外に所在する事業所等については支給対象外です。
5	定員はいつ時点のものか。	令和5年7月1日時点で、管轄する自治体に届け出ている事業所等の定員です。
6	入所系に併設された短期入所事業所の取り扱い。	定員に含めて算定できます。ただし、空床利用型は除きます。
7	同一の事業所番号や所在地で複数の事業を行っている場合の算定方法は。	入所系、通所系、訪問・相談系の各区分において支給額を算定できますが、通所系、訪問・相談系の区分内において、複数の事業を行っている場合は、重複して支給額の算定はできません。
8	医療機関や他の福祉施設等に併設している事業所等の算定方法は。	「石川県物価高騰対策支援金支給要綱（医療分）」及び「石川県物価高騰対策支援金支給要綱（介護分）」の支給対象となっている医療機関、福祉施設等に併設している事業所等については、「医療分」又は「介護分」のみで申請してください。

○支援金の申請・交付について

9	開設者が複数の事業所等を開設している場合、事業所等ごとの申請になるのか、開設者ごとの申請になるのか。	開設者が同じ事業所等であっても、別々に申請していただく必要があります。 事業案内の通知に記載されている申請コードごとに申請してください。
10	ネットバンクを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいか。	「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かる書類やネットの画面写真を提出してください。
11	申請後に申請内容の誤り等に気づいたが、どうしたらよいか。	申請後に申請内容の誤りが判明した場合には、速やかに運営事務局（076-231-3290）にご連絡をお願いします。
12	いつ支援金は交付されるのか。	交付申請の受理後、審査を行い、申請内容に不備がなく適正と認められれば、概ね2週間程度で支援金を交付する予定です。 ただし、申請内容について、確認事項や不備がある場合には、交付までに時間を要することがあります。 また、申請が集中した場合には、予定より交付が遅れる場合があることをご容赦ください。
13	同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町村等）から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることはできるか。	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給（予定を含む）の有無に関わらず、この支援金を受け取ることが可能です。ただし、この支援金を受け取った場合に他団体の給付金を受け取ることができるか否かは、他団体の給付金の支給要件をご確認ください。